

運転免許証の自主返納 考えてみませんか？

市では、交通事故防止の一環として、運転免許証を自主返納した際に交付を受けることができる「運転経歴証明書」の交付手数料（1,100円）を全額助成しています。

少しでも運転に不安を感じている方は、この機会に運転免許証の自主返納を考えてみませんか？



■運転経歴証明書とは？

運転経歴証明書とは、運転免許証を自主返納した方が、過去に運転免許を保有していたという事実や受けていた免許の内容を証明するもので、警察署などで交付手続きができます。

この証明書は、顔写真付きで身分証明書として使用することができるほか、**支援協賛店に提示することで様々な支援を受けることができます。**



■助成対象

運転免許証を返納した平川市民
※令和2年度までは65歳以上であることが要件でしたが、令和3年度より年齢制限はなくなりました。

■その他の要件

- 申請は運転経歴証明書を取得してから1年以内に限ります。
- 助成は1人1回限りです。
- 免許の期限切れによる失効は対象となりません。
- 申請日時点で市税に滞納のある方は助成を受けられません。
- ※申請時に市税の納付確認に関する同意書をご提出いただきます。

●申請場所

市民課生活環境係（本庁舎2階4番窓口）
尾上総合支所 庶務係
碇ヶ関総合支所 庶務係
葛川支所

●申請に必要なもの

- 助成金請求書
- 運転経歴証明書の写し
- 振込口座の分かるもの
(助成対象者のもの)
- 市税滞納状況調査同意書



※代理申請も可能です。

※請求書様式は、上記の申請場所に備え付けています。

また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。



運転免許証を返納された方へ交通チケットを交付しています

市では、運転免許証返納者に対して、市内公共交通で使用できる交通チケットを交付しています。

■交付の対象要件

- 以下の要件をすべて満たす方が対象となります。
- 交付申請時点で平川市民であること
 - 運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を所有していること
 - 交付申請時点で市税の滞納がないこと

■チケットの内容

- ①1人につき20枚（20回乗車分）
- ②交付は1回限り
- ③使用できる公共交通
 - ▶平川市循環バス ▶碇ヶ関・平賀線バス
 - ▶予約型乗り合いタクシー
- 東部・平賀線、新山・平賀線、金屋・平賀線

■申請に必要なもの

- 交付申請書
運転経歴証明書の写し



■申請場所

市民課生活環境係（本庁舎2階4番窓口）
尾上総合支所 庶務係
碇ヶ関総合支所 庶務係
葛川支所

申請書様式は上記の申請場所に備え付けています。

■交付までの流れ

申請内容などを確認した後、交通チケットをご自宅へ郵送します。

[問合せ]・運転経歴証明書に関するご質問：市民課 生活環境係 ☎55-5892

・交通チケットに関するご質問：政策推進課 政策推進係 ☎55-5737